

国立大学法人和歌山大学外部資金等にかかる間接経費取扱要綱

制 定 平成16年 9月10日

法人和歌山大学規程第 335号

最終改正 令和 6年11月22日

(目的)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における受託研究、共同研究、科学研究費助成事業、その他の研究費補助金等の外部資金で研究遂行又は学術指導等に関連して間接的に必要となる経費として措置される間接経費の取扱いについては、本学が定める諸規則、文部科学省及び各省庁等で定める研究費補助金取扱規程等によるほか、本要綱の定めるところによる。

(予算配分、執行)

第2条 間接経費は、その全額を事務局に配分し、全学共通の使途とするものとする。

2 配分された間接経費の予算執行に際しては、当該間接経費に対応する直接経費の使途とすることはできない。

(予算管理)

第3条 間接経費は、それらをまとめて効率的かつ効果的に使用することができるものとする。

2 間接経費は、受入れた予算財源ごとに管理し、収支簿を作成して適正な執行及び管理に努めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 競争的資金の間接経費の取扱いについて（平成13年5月18日学長裁定）は、廃止する。

附 則（平成23年10月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1221号）

この改正規程は、平成23年10月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（令和6年11月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2788号）

この改正規程は、令和7年1月1日から施行する。